

知っていますか？

自転車の正しい乗り方



▲ JR 海老津駅前の町営駐輪場。通勤・通学に多く人が自転車を利用している

自 転車。それはだれもが気軽に乗ることが出来る便利な乗り物です。通勤・通学するときや買い物、遊びに行くときの移動手段として、さまざまな場面で活躍します。しかし、誤った乗り方をすると、事故に遭うだけではなく、事故の加害者になる恐れもあります。

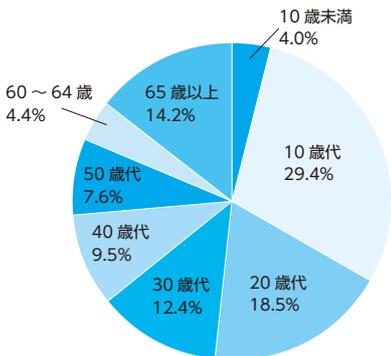
あなたは自転車の正しい乗り方や運転ルールを知っていますか。今回の特集では、安心して快適に自転車に乗るために知っておきたいことを紹介します。

若者に多く見られる事故

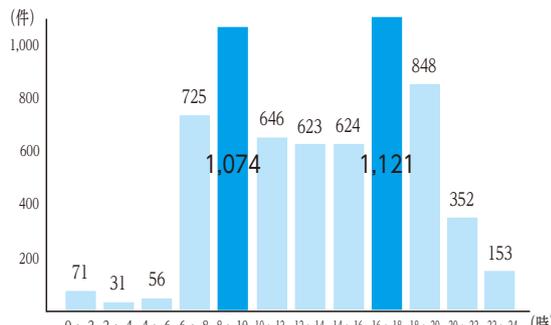


県 内の自転車に関係する交通事故の発生件数を時間帯で見ると、通勤・通学の時間帯である午前8時～10時と帰宅や買い物に行く時間帯である午後4時～6時に事故が多くなっています。また、年齢別で見ると、普段から自転車を移動手段としてよく利用する10代が関係する事故

■ 県内の自転車関連交通事故発生件数 (平成 26 年度 福岡県警察ホームページから)



▲ 年齢別自転車関連交通事故発生件数

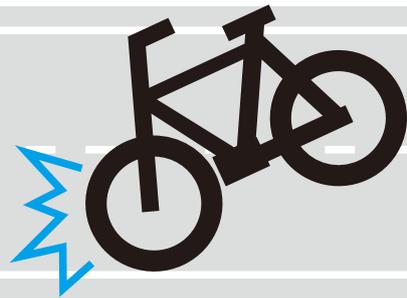


▲ 時間帯別自転車関連交通事故発生件数

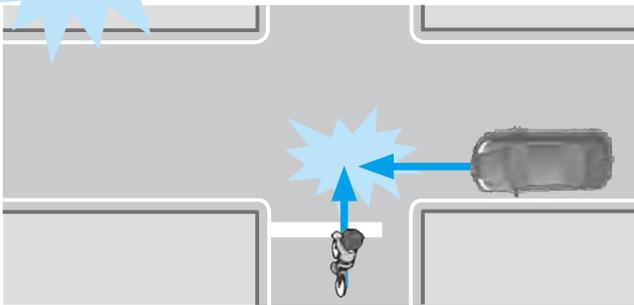


こんな場面は要注意！

事故が発生しやすい道路状況

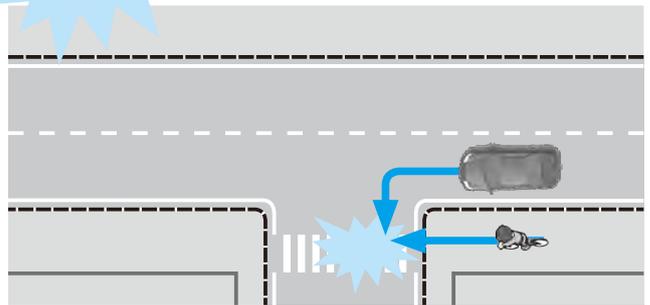


その1 交差点で出会い頭の衝突



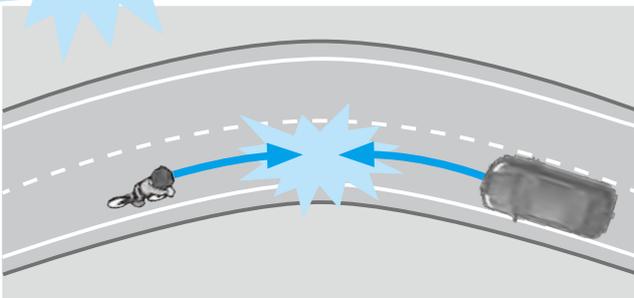
自転車が関係する事故のうち約6割を占めます。原因として、自転車に乗る人が一時停止をしないことなどが挙げられます。

その2 左折中の自動車との衝突



自動車の運転手は、青色信号で左折するとき、横断しようとする歩行者には注意します。しかし、後ろから突然やってくる自転車には気づきにくい傾向があります。

その3 自動車との正面衝突



自動車と右側を通行していた自転車の衝突事故が大半を占めます。カーブなどで視認距離が狭くなることや回避行動がとりにくいことが原因です。

が、ほかの年代と比べてとても多くなっています。
警察によると、最近イヤホンを使い、大音量で音楽を聴きながら自転車を運転する若い人や2、3列で車道に広がって通行する学生の姿がよく目に付くそうです。
このような運転は、信号無視や一時不停止と同じように道路交通法で禁止されています。しかし、このことを知らずに自転車を運転していることが、若者の事故の多さに関係しているのではないのでしょうか。
安全に自転車を利用するためには、まず運転のルールを知ることが大切です。



折尾警察署交通第一課
警部補 山田尊文さん

「かもしれない」を心掛けてください

自転車が関係する交通事故の大半は、交差点での出会い頭の事故です。道路交通法では、自転車も軽車両に分類されます。自動車やバイクと同じように「止まれ」の標識があるところでは、必ず一時停止をして安全を確認してください。また、自動車を運転する皆さんも自転車の動きに注

意してください。

見通しの悪い交差点などでは「飛び出して来ないだろう」ではなく「自転車が飛び出してくるかもしれない」という「かもしれない運転」を心掛けてください。自転車を運転する人も自動車やバイクを運転する人も、慎重な運転をお願いします。

ちよつと待ってー！

その乗り方は

違反

です

酒酔い運転



5年以下の懲役
または100万円
以下の罰金

二人乗り



2万円以下の罰金
または料料

※幼児用座席に6歳未満の子どもを
乗せるなどの場合を除く

傘さし運転



5万円以下の罰金

こんな乗り方も違反です

■信号無視

(3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金)

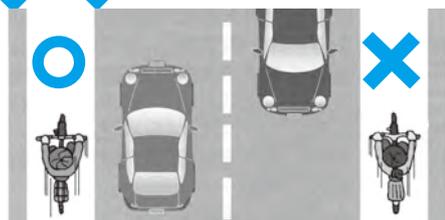
■無灯火運転

■携帯電話や大音量でイヤホンなど
を使いながら自転車を運転

(5万円以下の罰金)

■歩行者妨害や自転車で並んで走行
(2万円以下の罰金または料料)

右側の路側帯や車道の右側を通行



自動車と同じように道路の左側通行が原則です。

路側帯とは？

歩道のない道路で、道路の端に
設けられた白線の外側の部分



平成27年
6月1日から

危険なルール違反を繰り返すと・・・

自転車運転者講習を受けることになります

対象となる危険行為

講習制度のながれ

- 信号無視
- 一時不停止
- 酒酔い運転
- 遮断踏切立ち入り
- 歩道通行時の通行方法違反 など

危険行為を
3年以内に
2回以上
繰り返す

受講命令

- 講習の受講
- 講習時間
3時間
 - 講習手数料
5,700円

受講命令に違反したときは、5万円以下の罰金が科せられます。

※イラストは福岡県警察発行のパンフレットから引用



毎日乗っているから分かる ルールを守る大切さ

私たちは剣道部に所属しているので、放課後に学校から町民武道館まで、なるべく自動車の通行量が少ない道路を通るようにしています。このときも、万が一に備えて左側通行は必ず守っています。また、下校時には自転車も通れる歩道を通行しますが、歩行者がいるときは、

徐行するか自転車を降りて通行しています。

車道や路側帯を通るときは、自動車との距離が近くなり、とても怖い思いをすることがあります。自動車を運転する皆さんには、スピードを緩めて通過してもらおうと、私たちも安心して通行できます。



▲橋井海翔さん(左)と松丸悠斗さん(右) (ともに岡垣中3年)

ルールを守る大切さ



ルールを知る大切さ



交通安全指導員 八木正典さん

毎日見守っているから分かる ルールを知る大切さ

私は毎日のように地域の交差点や横断歩道で交通安全指導を行っています。そのときに車道の右側を走る自転車やブレーキをかけずに坂道を下ってくる自転車を見かけます。また、通学途中の小学生に「自転車に乗るとき、道路のどこを通るの」と尋ねてみても、大半の小学生は、正しく理解してい

ないようです。交通事故に遭わないために、また、交通事故の加害者にならないために必要なことは、交通ルールを正しく知ることだと思います。

交通ルールを学び、学んだことを周囲の人に伝えることで、自転車事故のない地域はつくれると思います。

白 転車を運転するときには、周囲の人の迷惑にならないように心掛け、マナーを守ることが重要です。このことは、自転車の運転に限らず、歩行者や自動車など、道路を利用するすべての人が、お互いを思いやる気持ちは持つことで交通事故を減らすことができます。

安全運転にはマナーも必要



また、交通ルールを定める道路交通法は、ほかの法律と同じように新たなルールが追加されることがあります。法律が改正されたときは、内容をしっかり確認するようにしましょう。

白 転車運転のルールは、運転する人を守るためだけでなく、歩行者などが事故に巻き込まれないようにするために設けられています。「ぶつかっても被害は小さいだろう」「大きな事故にはならないだろう」など、誤った考えでルールに違反すると、大きな事故につながります。事故を起こし、被害者を死亡させたり、けがを負わせたりすると、損害賠償責任も発生します。交通事故から自身や歩行者を守るためにも、ルールを確認しましょう。

ルールを確認しよう



日ごろから確認・点検しよう

確かめめることで事故は防げます

定期点検を忘れずに

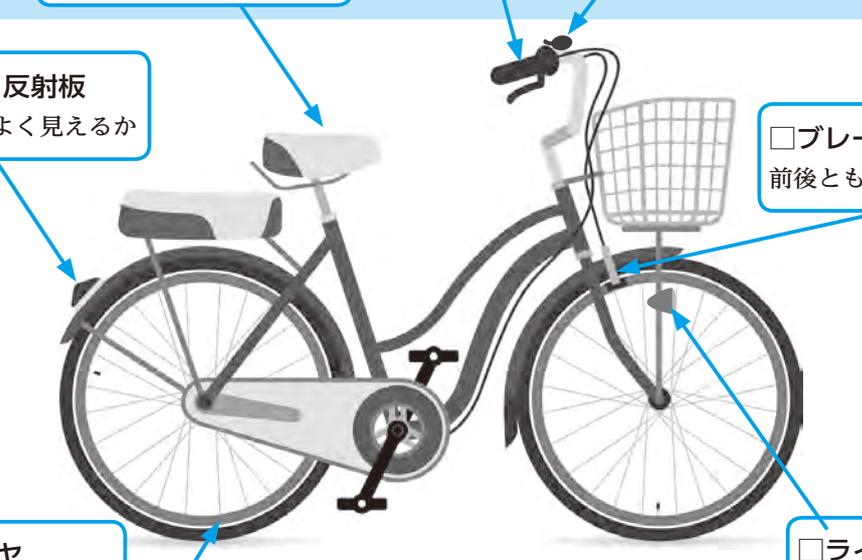
安全に自転車を運転するには、日ごろから自転車を点検しておくことも必要です。下に示した項目を定期的に確認しましょう。特にブレーキは、整備が不十分だと罰金を科せられることとなります。前後とも良く効くか確認しておきましょう。

また、自転車安全整備店で点検・整備を行うと、傷害保険や賠償責任保険がついたマーク(TSマーク)を貼ってもらうことができます。安心して自転車に乗るためには、このような制度を利用することも効果的です。

家族で安全確認しよう

夏休み期間中は、子どもたちが自転車を利用して出掛けることが多くなります。この機会に、家族みんなでルールの確認や点検を行います。大人から子どもまで、一人ひとりが交通安全を心掛けることが、事故のない安全な交通環境をつくることにつながります。

■自転車点検チェックリスト



- サドル
両足先が地面につく高さで固定されているか
- ハンドル
前輪と直角に固定されているか
- ベル・ブザー
良く鳴るか
- ブレーキ
前後とも良く効くか
- ライト
明るくつくか
- タイヤ
空気圧は十分か
- 尾灯・反射板
後ろからよく見えるか



毎日乗る自転車 私たちも点検を行っています

自転車に毎日乗る中学生も、定期的に自転車の点検を行っています。学校では、各学期に1～2回程度交通指導とともに点検を実施。特にブレーキやライトが正しく作動するかを確認しているそうです。日ごろからこまめに自転車の確認を行うことで、未然に防ぐことができる事故もあります。



最後に確認!

自転車安全利用の5原則



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外 歩道を通行できるのは次のときに限ります。
 ・自転車歩道通行可の標識がある
 ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転する
 ・道路工事や駐車車両などで車道の通行ができない
 ※警察官が歩道を通行しないように指示したときを除く

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

- 信号を守り、一時停止と安全確認を
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転・並進・二人乗りの禁止

5 子どもはヘルメットを着用



◀自転車歩道通行可の標識



家族みんなでチャレンジ!

自転車の交通安全クイズ

自転車の交通ルールを○×クイズで確認しましょう

- | | |
|---|---|
| <p>1 法律(道路交通法)では、自転車は「車両」ではない。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>2 自転車は、車道を通行しているときは、車両用信号に従わなければならない。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>3 自転車で歩道を通行するときは、歩行者にぶつからなければスピードに気をつけなくてもよい。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>4 片方のブレーキが壊れている自転車は、早めにブレーキをかけるようにすれば運転してもよい。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>5 傘をさしたり、携帯電話を使ったりしながら自転車を運転することは禁止されている。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> | <p>6 自転車は2列まで横に並んで通行することができる。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>7 夜間、照明のある場所を通行するときは、ライトをつけなくてもよい。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>8 自転車のベルはつけなくてもよい <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>9 一本線で標示された路側帯は、左側の路側帯に限り通ることができる。 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>10 右の道路標識は「歩行者と自転車が通行できる場所」を意味するので、この標識がある歩道は、自転車も通行できる。 <input type="checkbox"/></p> |
|---|---|



※答えは8ページの一番下にあります